

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 9 条の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第 9 条の 2 の規定に基づく住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準、法第 9 条の 4 の規定に基づく指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、法第 17 条第 2 項の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準の付加及び法第 22 条第 4 項の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用の制限並びに火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。(う)(す)(ひ)(ほ)(ま)

【解説】

- 1 本条は、この条例の目的を明らかにするとともに、この条例に規定する事項の範囲を示したものである。この条例は、火災の予防に関して公共の秩序を維持し、市民の安全及び福祉を保持するために必要な事項を定めたものである。
- 2 条例の大部分の規定は、法の委任に基づくものであるが、そのみでは前記の目的が達せられない面があるので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づく行政事務条例としての性格の事項と併せて規定している。
 - (1) 法の委任に基づく事項
 - ア 法第 9 条の規定に基づく火を使用する設備、器具及びその使用により火災の発生のおそれのある設備、器具の技術上の基準並びに火の使用に関する制限(条例第 3 章第 2 条の 2 から第 29 条まで)
 - イ 法第 9 条の 2 の規定に基づく住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準(条例第 3 章の 2 第 30 条の 2 から第 30 条の 6 まで)
 - ウ 法第 9 条の 4 の規定に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(条例第 4 章第 31 条から第 35 条の 3 まで)
 - エ 法第 17 条第 2 項の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準の付加(条例第 5 章第 36 条から第 46 条まで)
 - オ 法第 22 条第 4 項の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(条例第 3 章第 30 条)
 - (2) 地方自治法に基づく防災的な火災予防上必要な事項
 - ア 避難及び防火の管理(条例第 6 章第 47 条から第 54 条の 2 まで)
 - イ 雑則(条例第 7 章第 55 条から第 61 条まで)